

## 大阪府環境審議会水質部会（第1回）議事要旨

日時：平成25年7月8日（月）15時30分～18時

場所：地方独立行政法人 大阪府立環境農林水産総合研究所  
環境科学センター4階 会議室

出席委員：池委員、石川委員、島田委員、津野委員（部会長）

### 議事要旨

(1) 開会挨拶 環境農林水産部環境管理室長 谷口

(2) 部会長代理の指名

津野部会長が池委員を指名

(3) 会議の公開

大阪府情報公開条例第33条の規定に基づき公開を決定

(4) ほう素等3項目の排水基準に係る経過措置見直しについて（諮問）

○諮問事項、排水基準の経緯及び公共用水域や事業場排水の現状と、暫定排水基準の適用状況について事務局が説明（資料1-1、1-2、1-3、1-4、1-5）

津野部会長 省令と上乗せ条例に暫定排水基準が定められてないときは、省令の排水基準と上乗せ条例の排水基準、どちらを適用するのか。

事務局 上乗せ条例が適用される。

津野部会長 海域に排出する電気めっき業からの排水について、大阪府域の事業場では上乗せ条例の排水基準は達成できているが、これから進出する企業もあるので、省令で50mg/Lから40mg/Lに落としている暫定基準に合わせるのか。

事務局 その他の地域とアンバランスにならないように暫定基準に合わせる。

津野部会長 畜産業から排水されるアンモニアについて、新設の事業場も現在の900mg/Lから700mg/Lにするのか。

事務局 新設には適用しない。

島田委員 基本的な考え方の当てはめで、初めのうちは、「省令改正に伴い」と文章が入っていたが、途中から抜けている。入れたほうが誤解がない。

事務局 修正する。

池委員 アンモニア等のところで畜産業について、排水量が小さく直近3年間のデータがないが、対応ができているかどうかの判断できるのか。

事務局 現状、畜産業の事業場からの排水があまり無いということだが、一度確認する。

津野部会長 これまでの内容について基本的な変更はないということで、あとは私に一任ということによろしいか。（委員了解）

○上水道水源地域の見直し（案）について事務局が説明（資料１－６）

津野部会長 上水道水源地域において、取水を廃止した地域について見直しを行うということで、よろしいか。（委員了解）

○パブリックコメントの手続きの概要、案文などについて事務局が説明（資料１－７）

津野部会長 部会報告という形で審議会に報告する際に、パブリックコメントの内容も含めての報告となる。今後のスケジュールは。

事務局 8月前後にパブリックコメントを実施し、別の議題も含め10月か11月に2回目の部会を開催し、部会報告をまとめていただくと考えている。

（５）平成25年度公共用水域及び地下水の水質測定計画の変更について（諮問）

○諮問事項、平成25年度における公共用水域及び地下水に係る水質測定計画の変更について事務局が説明（資料2－1、2－2、2－3）

津野部会長 ご質問、ご意見無ければ、原案どおり答申をさせていただくということで、よろしいか。この決議の内容は、部会運営要領の規定により次回の審議会で報告をさせていただく。（委員了解）

（６）平成26年度公共用水域及び地下水の水質測定計画について（諮問）

○諮問事項、平成26年度における公共用水域及び地下水に係る水質測定計画の変更について事務局が説明（資料3－1、3－2）

池 委員 浄水場などで同様の項目を比較的近い場所で測っているケースもあるので、大阪府として部局を超えてデータを集約すると、それほど重要ではない地点、あるいは、ほとんど変わらない地点がわかり、効率化の対象にできるのではないか。

石川委員 国交省や市役所のデータもあるし、重複地点で測定を省くことができる。経済性も考えたらいかがか。

島田委員 事務局の意見に賛成だが、各地点において測定を休止することは、慎重に決断する必要がある。モニタリングデータは継続的に蓄積していくことが重要なので、容易に休止することは危険である。また、回数、季節変化、間隔等についても、今後検討するにあたり、経済性も考慮しながら省きすぎないほうが良い。

津野部会長 モニタリングには過去からの継続性も重要であるので、現在の基準点全部が必要なのか、項目自体も毎年測らなければいけないのかということもある。今回議論した結果を踏まえて、順次検討を行っていく。

（７）閉会